

維新の会の梅村議員がリビングウイルと人生会議との関係、事前指示書の法制化について質問している。下記の議事録にもあるが、この日の午後 4 時半から、日本維新の会で尊厳死に関する勉強会があった。岩尾理事長が講師となって、憲法の自己決定権に基づく「死ぬ権利」についての立法化議論を開始すべきと話した。

○梅村聡議員

日本維新の会の梅村聡です。

今日は、この厚労委員会が終わってから、四時半から我が党は勉強会を行います。これ、テーマが、今回は尊厳死、それからリビングウイルというものをどう考えていくかという勉強会でして、講師は日本尊厳死協会の岩尾総一郎さんで、ちょうど伊原局長の十代ぐらい前の医政局長が今日はお越しになられて、我々としてもしっかりこの問題を勉強していこうということをやっているんですけども、今日はその勉強会に先立って、現在、厚生労働省としては、この終末期医療の、個人が望む最期をどう迎えているのかと、その制度が十分なものなのか、これからどうしていくのかということをやテーマに質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初は厚労大臣にお伺いをしたいんですけども、平成二十九年度の人生の最終段階における医療に関する意識調査では、人生の最終段階における医療、療養について家族や医療・介護関係者と話し合ったことがありますかと、こういう質問に対しまして一般国民の答えは、詳しく話し合っているという方は二・七％、一応話し合っていると答えた方が三六・八％で、いやいや、そんなことは話し合ったことがないという方が五五・一％でした。

この話し合ったことがない理由は何ですかと聞いたその回答は、五六％の方は話し合うきっかけがないという、こういう統計が出ているんですけども、後藤大臣は、自らの最期どうしたいかということをやこれ御家族とかと話し合われたことがありますか。もしあったならどういう状況で話されたのか、なかったら、これから話し合ってみようかなと思うのか、いや、話さないよというか、ちょっと大臣がどういうお立場か、ちょっと教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○後藤茂之厚生労働大臣

まず、もしものときのために本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族や例えば身の回りの医療関係者等と話し合いをして共有をしていくということは重要であるというふうに考えています。

その上で、私自身の人生の最終段階の医療、ケアについての話でありますけれど、私、家族と話し合いをしております。それはしておりますが、一応、内容については個人の問題でもあって、答弁をここでさせていただくということはないというふうに思っておるんですけども。やはり複数回、そういう話はもちろんしているわけでありまして、例えば、自分

の、私の両親だとかあるいは身の回りの方が亡くなる、そういうような局面のときとか、あるいはやっぱりテレビ等でそうしたことについての話があったときとか、そういう何かのきっかけをつかまえて話をしているというふうに思います。

○梅村聡議員

大臣はされているということですが、うちは両親なんかはこの話すると、縁起でもないからやめとけみたいと言われる、そういう御家庭も結構あるんですね。だから、これなかなか微妙な話なので、どういう形で国民の方がしっかりこういうことになじんでもらえるかというのは、非常に大事なんだと思います。

一方で、今日こういう話題をしたのは、もう一つは、九〇年代から二〇〇〇年代にかけて、終末期に関していろんな事件が起きました。例えば、人工呼吸器を抜管するとか、それから、いわゆる薬物投与によって少し命を短くするような医療行為が行われたということで、いろんな刑事事件が起こったということも、今から十年ほど前には結構ありました。最近もそういう事件というかニュースというのは、不適切では、行為ではあるけれども、そういう事件というのはやっぱり一定起こっています。

それに関しまして、厚生労働省は平成十九年に、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインというものを作られまして、平成三十年にはその改訂版というものが出されているかと思っています。

まず、このガイドラインを作られた経緯を教えてくださいということと、これはあくまでも私の感想なんですけど、このガイドラインが作られてから、一定そういう事件が少なくなったかのように私は感じているんですけども、このガイドラインというのはそういうものに役立ったと考えるのかどうか、この二点を教えてくださいと思います。

○伊原和人厚生労働省医政局長

お答えいたします。

御指摘のガイドラインにつきましては、平成十八年の富山県の射水市民病院における人工呼吸器取り外し事件がございまして、これを契機としまして尊厳死に関する議論が非常に活発化いたしました。そうしたこともありまして、平成十九年の一月に、終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会、こういうのを発足させまして議論を行い、その結果を踏まえて策定したものでございます。

このガイドラインの策定後、医療関係者の延命措置の中止等に関する事件が減少しているかどうかということにつきましては、我々ちょっと把握しておりませんが、このガイドライン自体は、人生の最終段階におきまして患者御本人が望む医療やケアが提供される環境が整えられるように、患者御本人、そして家族、そして医療・ケア関係者が繰り返し話し合っ、医療の内容につきまして、お医者さん個人で単独で決めるというよりは医療・ケアチームによって慎重に判断すると、こうしたことを進めるガイドラインでございまして、こうした丁寧な実践が行われれば、少なくとも関係者の納得性が高まる可能性は高くな

っているんじゃないかと考えております。

○梅村聡議員

ですから、患者さんがどういうことを望んでいるかということに関係者で話し合う、そのプロセスの一つの目安を作られたという、そういうことだと思います。

その中で始まったことが二〇一八年の人生会議というものだと思います。これはACPという言い方もありますけども、ちょっとポスターが一時期騒動になって回収されたりとか、国民からしたら、ちょっとどういうことに今なっているのかなということが少し分かりにくいかもしれませんが、少なくとも話し合うことを制度化としてしっかりつくっていきこうと、その愛称が人生会議だったと思うんですけども。

この人生会議のホームページですね、厚生労働省のホームページをずっと拝見をしたんですけど、確かに、話し合ってくださいと、そのためにはこういう形で話をして、何だったらその内容は文章でまとめてくださいと、ここまでは書いてあるんですけども、どこにも、以前の、リビングウイルというのがありますね、御本人の意思表示、日本語で言えばこれは事前指示書というものですけども、こういったものが実は全くホームページには触れられていないんですけども、これ、厚生労働省として、そのリビングウイル、事前指示書というのは人生会議において必要がないと考えておられるのか、それはどういうふうに捉えられているのか、教えていただきたいと思います。

○伊原局長

お答えいたします。

人生の最終段階におきまして、先ほど申し上げましたように、本人が望む医療、ケアが提供される環境を整えるためには、本人が望むその医療やケアにつきまして関係者の、家族も含めて関係者と繰り返し話し合うプロセス、これを我々、人生会議と呼んでおりますけれども、その取組を進めることが意義があることと考えております。

そうした中で、このガイドラインにおきましては、このプロセスにおいて話し合った内容について、その都度文書にまとめておくことをお示ししております。

他方、最終的な意思を決めることとか、あるいはその内容を文書として残しておくこと、その最終的な決定ですね、そこまでについては触れておりません。それはどうしてかと申しますと、人生の最終段階におきまして、御本人の気持ちは折々の状況によって揺れ動くことが頻繁に想定されますので、最終的な意思を決定することを求めることやその内容を文書とすることは、御本人によってはハードルが高いというケースも想定されると考えております。

そうした中で、厚生労働省としましては、まずはこの人生会議、すなわち、本人が望む医療やケアについて家族や医療・ケア関係者と繰り返し話し合うプロセスの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

○梅村聡議員

おっしゃっていることは僕はよく分かると思いますけど、私は、リビングウイルとか御本

人の事前指示書ってものが実は人生会議の肝は肝なんじゃないかなと思っているんです。

というのは、人生会議というのは話し合う舞台ですよね。何かがあって、そこからそんなくして皆が話し合えるわけですし、御本人が必ずしもそこで話せる状態とは限らないですよ、認知症の方もおられれば、昏睡の方もおられると。

そうすると、実は、厚生労働省はこの人生会議を進めるに向けて、国民に対して、リビングウイルあるいは事前指示書、書面が難しいのであれば、私は動画でも構わないと思うんですよ。その人がどういう意思を持っているかということをやんと残していきましょうねということとセットでやらないと、これ、人生会議だけ進めても、結局、今、じゃ、病院で何が起きているかというたら、医者が、ACP、人生会議の承諾を取りましたかで終わってしまうわけですね。そうじゃなくて、その人がどういう人生の最期を求めているかということに関しては、やはりリビングウイイル的なものがなければ、やっぱりそれを推定して皆でそんなくするということは私は難しいと思うんです。

また、大臣に質問が戻りますけども、私、二〇一三年二月二十日に、当時の麻生太郎副総理にリビングウイルを書いておられますかと質問したら、書いていると、内容は言えないけど筆で書いたという答弁があるんですけれども、大臣、リビングウイルに関しては、今書かれておられますでしょうか。

○後藤茂之厚労大臣

今日は、個人的なことを掘り下げていただいているような気もいたしますが。

御指摘のリビングウイルは、自分の意思決定能力が低下したときに備えて、あらかじめ、してほしい治療、ケア又はしてほしくない治療、ケアに関する意向について、医療関係者あるいは周りの方々に対して指示として書面しておくことと承知をいたしております。

今のお話もいろいろ聞いて考えさせられる点も非常に強いわけでありまして、私自身、リビングウイルについて、現時点では文書化までしておりません。しかし、家族と身の回りの方、引き続き意思疎通を図りながら、そうしたことも考えてまいりたいと思います。

○梅村聡議員

実は、リビングウイルを書いている、尊厳死の宣言書という言い方もありますけども、これ書いた方が、それを亡くなった後に、御遺族の方にアンケート取っているんですよ。リビングウイルを書いた御家族、亡くなった御家族の九三%はこれが役に立ったと答えられている。役に立たなかったと言われる方は七%だけなんですね。ただし、国民でリビングウイルを書いている方は、推定ですけど、恐らく三%程度じゃないかというふうに言われておりますので、私は、実は、この人生会議とセットでリビングウイルというものを進めていかないと実効性のあるものにならないんじゃないかなということも今日はまずお願いしたいと思います。これ、リビングウイルという言葉を使うかどうかはまた考えていただきたいと思いますが、これは人生会議の肝の部分だということ、これをまず認識として持っていただきたいと思います。

で、人生会議をやりました。リビングウイルもありましたと。そこで、最後引っかかって

くることが、先ほども触れていただきましたけども、じゃ、そういった最終段階を実現したときに、今問題になっているのは、医療従事者がそれをちゃんと実現してくれるかどうかということなんですね。

ここで一番引っかかってくるのが、やった行為が刑法としてどうなのかと。一番多いのは殺人罪です。不起訴になった案件も多いですけども、実際には有罪判決を受けた方もおられます。これも、そういう行為をした後にすぐに有罪になるわけじゃないんですね。何年もたってから刑事告発されて、その方の足を引っ張るみたいなことも実際にあると。

ですから、ガイドラインを作って、人生会議というものがあるんですけども、これ、二〇一八年に法務委員会で実はこの質疑が行われています。どういう質疑かというと、これは法務大臣が答え、まず質問は、こういったガイドラインであるとか、こういうものを守るということは、一定、刑事責任が免れますかということを聞いたら、法務大臣は、この御指摘のガイドライン、これはあくまで、人生の最終段階における最善の医療、ケアをつくり上げるプロセスを示すために厚生労働省が作成したものでありまして、刑事上の責任とは別途の観点から作成されたものでございますと、だから関係ないんだよということなんですけど、この認識は厚労省としても間違いないでしょうか。

○伊原局長

御指摘の法務大臣の御答弁に関連してですけれども、厚生労働省が作成しましたガイドラインは、繰り返し申し上げますように、御本人が望む人生の最終段階での医療、ケアを実現するためのものでございまして、それを実現するために、多くの関係者で話し合っ共有するというプロセスをお示ししております、**これ自体が医師の刑事上の責任に関わる考え方を整理したものではございません。**

そうしたことからしますと、例えば延命治療の中止につきまして、このガイドラインに沿ったプロセスを経たか否かが刑事上の責任の評価につながるかどうかは我々としては定かではないと、こう考えております。

○梅村聡議員

それは恐らくそうなんだと思います。

そういうことでありますから、実は九〇年代の後半から二〇〇〇年代にかけて、世界各国で、ガイドラインだけでも駄目だし人生会議だけでも駄目だから、ちゃんとそういう御本人の意思を実現したときは免責をしますよと、あるいは、これは正当な医療行為ですよということを定める法律が、立法措置が続々とでき上がってきたわけですね。これ、見ただけでも、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、イギリス、アメリカ、スイス、スペイン、シンガポール、台湾、韓国と、もうここは全部立法措置ができ上がってきています。

そう考えますと、やっぱり日本も、人生会議は、僕は日本らしくていいと思いますね。御本人のリビングウイルだけじゃなくて、それを使って話し合う場をつくったというのは、これは物すごくいいことだと思いますけど、やっぱり大臣、その先に、それが法的にきちんと

担保されているという立法措置、実は我々が今日勉強する、この後、四時半から勉強するのは、実はそのことが必要なかどうかということを考える勉強会なんですけども、大臣、今のお話聞いていただきまして、必要なエッセンスの部分、そして人生会議という舞台、そこの中には立法措置というものがやっぱり私は不可欠じゃないかと思いますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○後藤茂之厚労大臣

諸外国においても、今御指摘のあったように、例えばドイツやアメリカでは、事前指示書に従って治療方針を決定することが法制化されているということは承知しております。

我が国の場合、厚生労働省が平成二十九年度に実施した人生の最終段階における医療、ケアに関する意識調査によれば、意思決定ができない状態になったときに備えて、どのような医療を受けたいか、あるいは受けたくないかなど事前に書面で示すことについて、賛成が六六・〇%、反対又は分からないが三一・二%となっています。他方、こうした書面に従って治療方針を決定することを法律で定めることについては、賛成が二二・四、定めなくてよい又は定めるべきではないが四五・三%となっているところであります。

このように、**御指摘の事前指示書やリビングウイルに関して、その書面に従って治療方針を決定することを法律に定めることについて、国民の意識がまとまりつつあるとも言えない状況とも認識をいたしております。**こうした問題は国民の生命観や倫理観に関連する問題でありまして、幅広く国民の間で議論されるべき問題だというふうに思います。

いずれにしても、人生の最終段階において、本人が望む医療、ケアが提供される環境が整えられるように、まずは、本人が望む医療、ケアについて、家族や医療・ケア関係者と繰り返し話し合う人生会議の取組を進めることが重要であると考えておりまして、引き続き、国民と医療・ケア関係者の双方に人生会議の普及啓発を進めてまいりたいと思います。

○梅村聡議員

これで終わりますけど、**今のアンケート結果で一個だけ僕が違うと思うのは、リビングウイルを聞いているんです、治療方針を決めることを聞いているんです、人生会議のことを聞いている、こればらばらに聞いているんですね。私が申し上げているのは、リビングウイルを書いて、それを人生会議で使って、それを法的にどう担保するかというセットのことをお話ししているの、それをきちんと説明すれば、恐らくそのアンケート結果は大幅に変わってくると思います。**

ということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

石井苗子議員

(前略) 尊厳死、リビングウイル、ターミナルケアということで、やっぱり話し合いだけでは駄目で、セットで、記録とセットでということなんですけど、私は、リビングウイルを書きまして、尊厳死に関しましても書きまして、引っ越しのときに、保管が悪くてそれがどこかに行ってしまったという事件がありまして、もう一回書き直さなきゃならないという、こ

ういうミスをするような人間もいて、本当にどこかにきちんと記録が残るようにしてほしいなという気持ちがあります。

リビングウイルだけではなくて、自分の職業に関しても、特に国会議員、自分が倒れた場合に、かねがねその家族にそう言ってたよな、言ってたよななんといって、聞いておりましたなんと言っても、その家族が国会議員を辞めるか辞めないかなんというのは他人が決めることはできないのでございまして、そういうことが今現実にも我が党でも起こっておりますので、**リビングウイルというのは、記録、まず記録と話合いとセットにし、その次にどういうふうにしていくかというのは今後大事な問題になってくると思います。**

私の今日の質問は、さっきの保管ということですが、自分と自分の体に関する記録はこれ一つしかないというのがあったらいいなと思ったんですね。しかし、それに関係して、私は、リビングウイルのことではなくて健康保険証のことについて今日質問をさせていただきます。(以下略)